

回 覧

平成 30 年 4 月 30 日

平成 30 年度「赤十字社員増強運動」について

平素より赤十字事業に対して深いご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、毎年 5 月に実施しております「赤十字社員増強運動」は、皆様のご協力により多大な成果をあげ、災害救護活動・献血事業を始め多くの事業推進に役立たせていただいております。

平成 30 年度も皆様のご理解を得て、この運動を下記のとおり実施いたしたく、例年同様のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

<運動期間>

平成 30 年 5 月 1 日（月）～5 月 31 日（水）

<今年の赤十字標語>

「人間を救うのは、人間だ。」

※平成 30 年 5 月 7 日（月）～5 月 19 日（土）の時期に、赤坂自治会 各組女性部がお伺いしますので、一戸あたり 500 円の社費をいただけますよう、ご協力をお願い申し上げます

以上
赤坂自治会 女性部

平成30年度 赤十字活動資金募集のお願い



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

赤十字の活動は、
みなさまのご理解とご協力による
資金によって支えられています。

日本赤十字社の活動資金は年間を通して募集していますが、毎年5月は、1901年に第1回ノーベル平和賞を受賞した赤十字創始者アンリー・デュナンの誕生日5月8日にちなみ、赤十字思想を広めるための赤十字運動月間としています。

静岡県支部では、自治会・町内会や赤十字奉仕団のみなさまのご支援をいただいて、活動資金のご協力をお願いしています。

日本赤十字社静岡県支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-17

TEL 054-252-8131

～あなたの身近に＋赤十字～

活動資金のつかいみち

- ・災害救護活動 被災者救護のための救護班の体制整備や救護員の養成、救護訓練の実施
- ・災害救援品 地区区分(各市区町の赤十字窓口)への救護車両の配備や救援物資(毛布、緊急セット、下着セット、タオルセット)備蓄
- ・講習普及事業 救急法をはじめ、水上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法の講習を開催
- ・赤十字ボランティア 赤十字の理念のもとに集まった人々によって結成された奉仕団の活動
- ・青少年赤十字(JRC) 幼稚園・保育園から高校生までの青少年が、日常生活の中で、赤十字の精神に基づく人道、博愛の心を育む

つかいみちの具体例

災害に備える

「災害救援品」

被災者を支える

「災害救護活動」

局地的な大雨や地震などいまままでに経験したことのない災害が増えています。日本赤十字社静岡県支部は、災害が発生した時に、直ちに救護活動にあたるよう災害救護体制を整えるとともに災害救援品の備蓄をし、有事に備えています。

～ 災害救援品 ～



毛布、緊急セットなど

～ 熊本地震救護活動 ～



避難所の被災者にエコノミークラス症候群を予防する靴下の着用を呼びかける
浜松赤十字病院救護班 (写真提供:静岡新聞社)



他県赤十字救護班からの情報を共有する静岡赤十字病院救護班



浜松赤十字病院救護班出発式

地域の安全・安心に応える「身近な赤十字活動」

～ 着衣泳講習 ～



小学生が着衣のまま水に落ちた場合の対処方法を学ぶ

～ 防災教育 ～



小学生が防災教育プログラムのメニューを学ぶ

～ 炊き出しリーダー養成講習 ～



非常食のつくり方の講習を受けるボランティア



自治会・町内会のみなさまには
引続き、今までどおり、500円のご協力をお願いいたします

活動資金募集の方法

地区分区（各市区町の赤十字窓口）、協賛委員（自治会・町内会等）や赤十字奉仕団のみなさまにお力添えをいただき、赤十字活動資金募集にご協力をお願いしております。なお、募集方法は以下の方式を参考とし、地域の事情に合わせた取り組みにより、広くみなさまからのご支援をいただけますようお願い申し上げます。

【戸別訪問方式】

自治会・町内会の役員の方や赤十字奉仕団員が各世帯を訪問し、活動資金を募集する方法で、基本的な募集方式です。

【封筒納入方式】

自治会・町内会を通じて「会費・寄付金納入封筒」を配付して活動資金を募集する方法です。封筒の記入欄に納入者ご本人が氏名、金額、住所等をご記入いただいています（寄付金は匿名でもかまいません）

【自治会一括方式】

自治会・町内会の年間経費の中に、活動資金を組み入れる方法や、自治会・町内会費等と併せて一括で活動資金を募集する方法です。これらの方式による場合は、自治会・町内会の総会等でご了承をいただくようお願いいたします。

活動資金募集についてのQ & A

- Q. 自治会・町内会が日本赤十字社や共同募金会等への寄付金を自治会・町内会費に上乘せして集めるのは違法だという判決があると聞いたが、自治会・町内会で赤十字の活動資金を集めることは違法ではないのですか？
- A. 自治会・町内会が赤十字の活動資金募集に協力することは問題ありません。この判決では、自治会・町内会が、募金や寄付金の集金にあたり、自治会・町内会費の増額に応じないという理由で自治会・町内会からの脱退を強要することが違法とされました。
- Q. なぜ自治会・町内会が活動資金募集に協力しなければならないのですか？
- A. 赤十字は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っています。また、災害が発生すると、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、赤十字の活動は地域と密接なかかわりを有しています。このような活動の資金を地域の方々にお願いするにあたり、市区町や自治会・町内会の方々にご協力をお願いしています。
- Q. なぜ活動資金は毎年納めなければならないのですか？
- A. 赤十字の事業は、災害時の救護活動など人命に直接かかわる仕事を中心になっています。救護用機材の整備や医師、看護師などの救護班要員の訓練をはじめ、被災した方々に配付する毛布、日用品等の救援物資の備蓄には毎年安定した資金が必要となりますので、継続してご協力をお願いしています。

赤十字は

みなさまから期待、信頼されています

「赤十字」とは、人の命と尊厳を守ることを使命とした団体です。

赤十字は、「人間の生命は尊重されなければならないし、苦しんでいる者は、敵味方の区別なく救われなければならない」という「人道」を実現するため、世界191の国と地域に組織されています。

日本赤十字社では、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」ことを使命とし、人道的活動を行います。

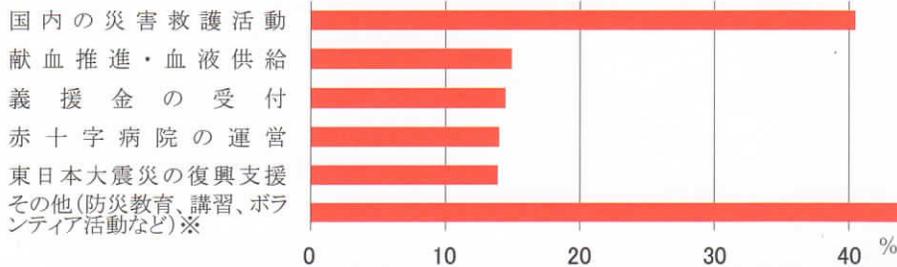


「つづける力」 をください

私たちは、みなさまの信頼に応えるために、ご協力いただきました活動資金は、広く赤十字事業に活用しております。

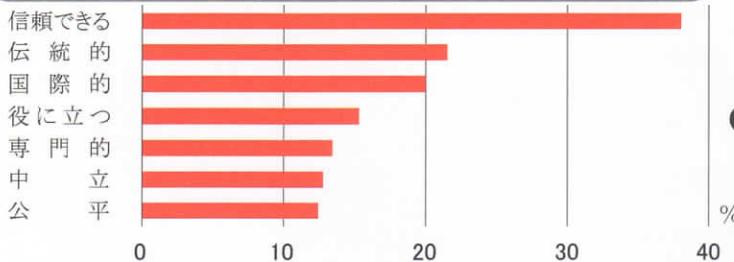
中でも赤十字の主たる活動である災害救護に全力を注ぎます。また、その他にも災害に備える防災教育や救急法等の講習、ボランティア活動の支援など、皆様の期待に応える活動に努めてまいります。

◆ 日本赤十字社の活動に期待すること ◆



※災害に備える防災・減災教育や救急法などの講習、赤十字奉仕団などのボランティア活動、子供たちの「たすけあう」気持ちや行動を育む青少年赤十字活動、国際救護・支援などの活動

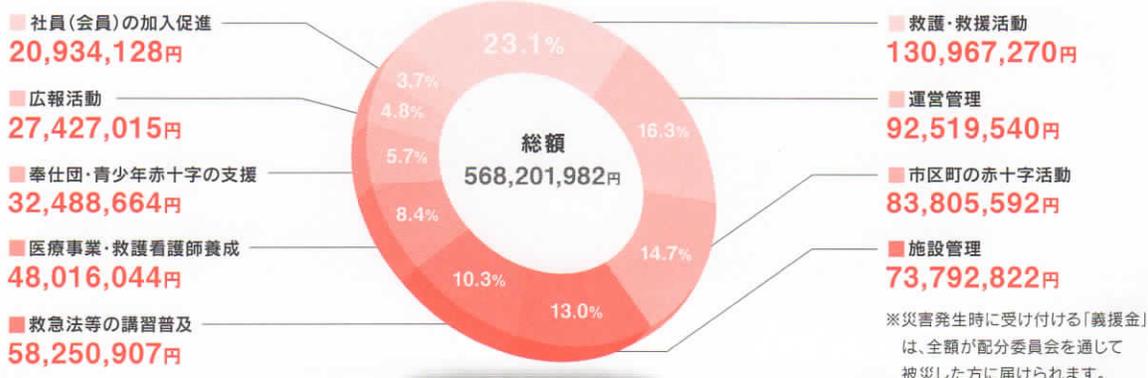
◆ 日本赤十字社のイメージ ◆



グラフ: インターネットを利用した全国の15~79歳の男女1万人を対象に調査(複数回答有)

活動資金の用途

平成28年度にみなさまからお寄せいただいた活動資金は、下記のとおり活用させていただきました。ご協力ありがとうございました。



赤十字についてのお問い合わせは、各市区町の赤十字担当窓口または日本赤十字社静岡県支部へお寄せください。事業内容については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.shizuoka.jrc.or.jp>

日本赤十字社静岡県支部

検索